

環境・安全に関する規制 廃棄物処理法

Regulations on Environmental Protection
Waste Disposal Law



品質・環境本部
橋本定明
Sadaaki
HASHIMOTO

1. はじめに

平成9年6月18日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法と表現する)の一部が改正され、平成9年法律第85号で公布された。以下に、産業廃棄物を中心に企業(特に製造業)が配慮すべき事項に視点をおいて同法律の改正内容を紹介する。

また、廃棄物の焼却により生成されるダイオキシン類の排出を削減するため、平成9年8月29日付けで廃棄物処理法の施行令・同規則が改正されたので、この内容についても概説する。

2. 法改正の趣旨

産業廃棄物の最終処分場の逼迫や不法投棄など、廃棄物処理をめくっては社会的な問題になっている。産業廃棄物の年排出量は約4億トンで、そのうち約40%が中間処理(脱水、乾燥、焼却等)により減量化され、約40%がリサイクル化されている。残りの約20%に相当する約8万トンが埋め立て等により最終処分されている。

表1に産業廃棄物量の排出量と処分量の推移を示す。減量化率およびリサイクル率はともに平成2年度以降伸び悩

んでいる。一方、最終処分場の新規立地件数が減少しているため、2010年頃には最終処分場の残余容量が「ゼロ」になると推計されている。

産業廃棄物の不法投棄については、その推移を表2に示す。不法投棄は、量で百数十万トン、件数で三百件程度となっており、その約40%は排出事業者自身によるものである。

表2 産業廃棄物の不法投棄量と件数

年	投棄量(万トン)	投棄件数
1993(平5)	145	337
1994(平6)	111	349
1995(平7)	133	251

これらの問題を踏まえて、廃棄物の適正な処理を確保するため廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、施設の信頼性・安全性の向上や不法投棄対策等の総合的な対策を講じるために本法律が改正された。

改正の主な項目は下記の通りである。

- a) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進
- b) 廃棄物処理に関する信頼性・安全性の向上
- c) 不法投棄対策等

表1 産業廃棄物の排出量と処分量の推移

年度	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
1985(昭60)	31,200	(100%)	12,900	(41.3%)	9,200	(29.5%)	9,100	(29.2%)
1990(平2)	39,500	(100%)	15,100	(38.2%)	15,500	(39.3%)	8,900	(22.5%)
1993(平5)	39,700	(100%)	15,600	(39.3%)	15,700	(39.5%)	8,400	(21.2%)
1994(平6)	40,600	(100%)	15,600	(38.4%)	17,000	(41.9%)	8,000	(19.7%)

単位：万トン/年

3. 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

廃棄物処理については、単に燃やして埋める処理から、廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進に努める必要があり、本改正に以下の内容が盛り込まれた。

- 1) 都道府県知事は、事業活動に伴い多量の産業廃棄物を排出する事業者に対して「産業廃棄物の処理計画」の作成を指示できることになっているが、これが「産業廃棄物の減量その他その処理計画」の作成を指示できるように改正された。事業者は「産業廃棄物の減量化」のための取り組みの徹底がより一層求められることになる。
- 2) 省令で定める廃棄物の再利用については、その内容が生活環境保全上の支障が少ない等の基準に適合しているとの国の認定を受けた者は、その範囲においては廃棄物処理法上の収集運搬業・処分業の許可や処理施設の設置の許可が不要となる。即ち、企業がリサイクル活動をしやすいように規制緩和の措置がとられた。なお、認定内容等の詳細は政省令で定められることになっている。

4. 廃棄物処理に関する信頼性・安全性の向上

廃棄物処理施設の設置者および処理業者に係る内容である。主な点は下記の通りで、その詳細は本稿では省略する。

- 1) 廃棄物処理施設の設置にあたっての生活環境調査の実施、関係住民等の意見聴取等の手続きを法律で明確に定めた。
- 2) 設置の際に設置者が提出する施設の維持管理計画を審査する制度を設けた。また計画に基づく適正な維持管理が行われない場合は許可の取り消しもある。
- 3) 廃棄物処理業者の質の確保を図るために許可要件を強化した。また廃棄物処理業者の名義貸しを禁止した。

5. 不法投棄対策等

廃棄物排出者に係る内容である。

- 1) **産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の拡充**
 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度は特別管理産業廃棄物については法律で既に義務付けられているが、不法投棄の防止を図るため今後は全ての産業廃棄物に適用することになった。
 また、従来は管理票(図1)による運営であったが、事業者の事務負担の軽減を図るために「情報処理センター」を設置して電子情報による処理ができるようになる。現行システムおよび今後の運営方法を図2に示す。これらの内容については平成10年12月1日施行することになっている。



図1 特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)

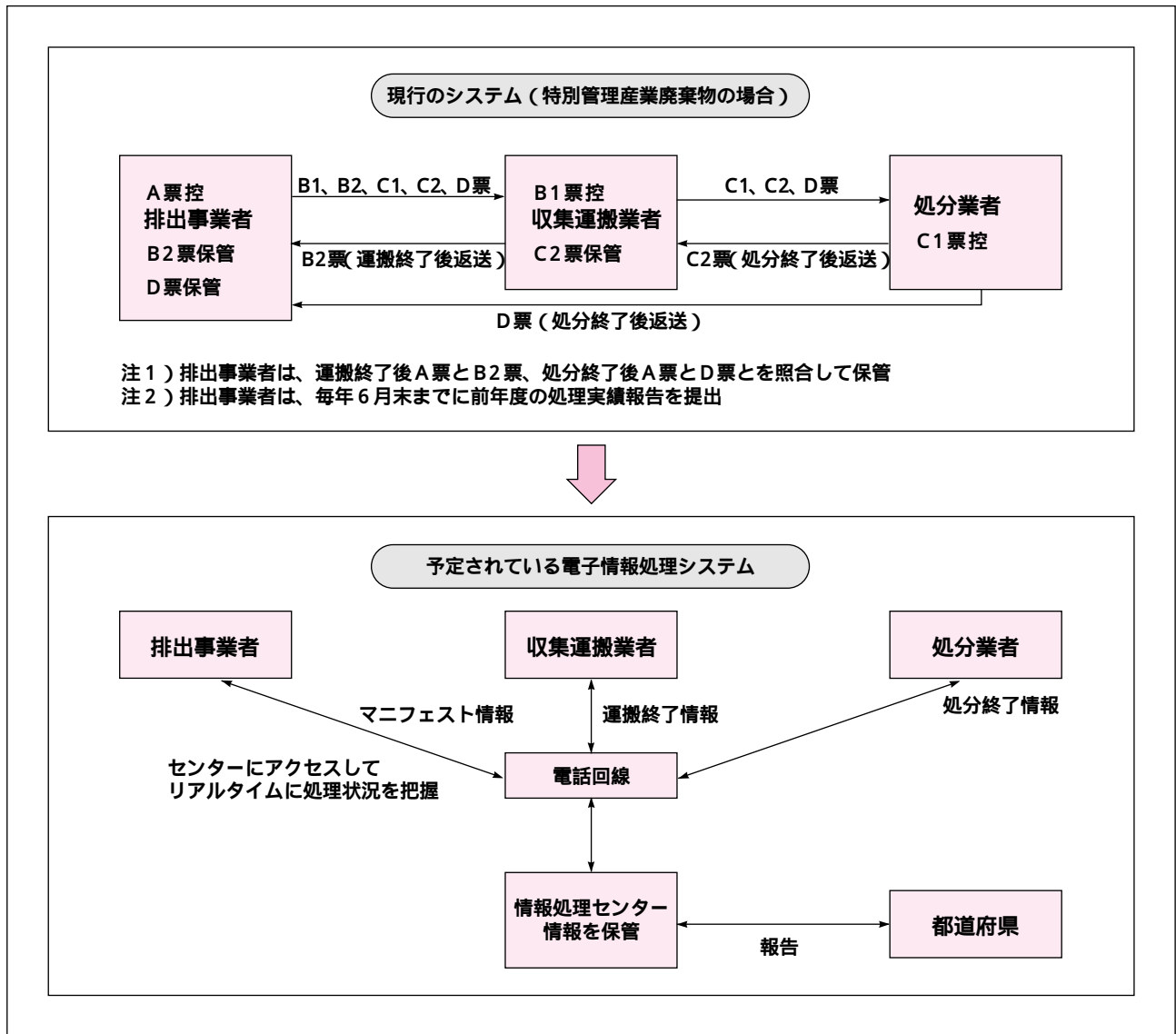


図2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

2) 罰則の強化

不法投棄に対する罰金額が大幅に引き上げられた。罰則の改正内容を表3に示す。

3) 現状回復制度

不法投棄等が行われた場合には、投棄者自身が現状回復することが原則である。今までは投棄者自身および

表3 罰則強化の内容

違反行為	改正前	改正後
不法投棄禁止違反	1. 特別管理廃棄物の場合 1年又は100万円 2. その他の廃棄物の場合 6月又は50万円	1. 産業廃棄物の場合 3年又は1000万円 (法人に対しては1億円の加重罰) 2. 一般廃棄物の場合 1年又は300万円
無許可営業等	3年又は300万円	3年又は1000万円
名義貸し禁止違反	—	3年又は1000万円
委託基準違反等	1年又は100万円	1年又は300万円

(注) 期間は懲役の上限を、金額は罰金額の上限を意味する。

表4 焼却施設の規制対象範囲

施設の種類		改正前の対象範囲	改正前の対象範囲
ごみ焼却施設		処理能力が5トン/日以上	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力が200kg/時以上 ・火格子面積が2㎡以上
産業 廃棄物 処理 施設	汚泥焼却施設	処理能力が5m ³ /日超	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力が5m ³ /日超 ・処理能力が200kg/時以上 ・火格子面積が2㎡以上
	廃油焼却施設	処理能力が1m ³ /日超	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力が1m ³ /日超 ・処理能力が200kg/時以上 ・火格子面積が2㎡以上
	廃プラスチック類焼却施設	処理能力が0.1トン/日超	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力が100kg/日超 ・火格子面積が2㎡以上
	産業廃棄物焼却施設	処理能力が5トン/日超	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力が200kg/時以上 ・火格子面積が2㎡以上

表5 既存の焼却施設に対する経過措置

期日・期間	適用内容	主な維持管理基準
平9.12.1	施行日	
平10.2.28まで	施設届出	
平10.11.30まで (施行日より1年間)	基準の適用猶予	
平10.12.1より平14.11.30まで (施行日より2～5年の間)	定められた構造基準および 維持管理基準を段階的に適用	1) ダイオキシン濃度 ・80ng/m ³ 以下 ・年1回以上測定・記録のこと 2) 燃焼ガス温度 ・800 以上に保つこと ・連続的に測定・記録のこと 3) 技術管理者の設置
平14.12.1以降	全基準適用	1) ダイオキシン濃度 ・1又は5又は10ng/m ³ 以下 (燃焼室の処理能力で異なる) ・年1回以上測定・記録のこと 2) 一酸化炭素濃度 ・100ppm以下 ・連続的に測定・記録のこと

投棄者に不適法な委託を行った者に対して現状回復措置を命ずることができたが、本改正で産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなかった者にも回復措置を命ずることができるよう改正された。

また、投棄者が不明などにより現状回復に要する費用を求めることが出来ない場合の対策として、現状回復を行う都道府県を支援する仕組みとして厚生大臣が指定する「適正処理推進センター」が創設されることになった。適正処理推進センターに対して産業界も資金を拠出することになっている。

6. 廃棄物焼却施設に関する政省令改正

廃棄物の焼却は減量化のための中間処理の手段として利用されているが、発がん性物質であるダイオキシン類のわが国の総排出量の約8~9割は廃棄物焼却施設から排出されていると推計されている。

このため廃棄物の焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するため、廃棄物処理法施行令および施行規則が改正された。廃棄物の焼却についての規制が強化され、平成9年12月1日より施行された。

今回の改正により、設置許可の必要な施設の処理能力が引き下げられ、より小規模な施設も適用の対象になった。表4に焼却施設の規制対象範囲の改正内容を示す。企業は保有する焼却施設について再確認の上、該当する場合は法に定められた構造・維持基準を満たすよう期限内に改善処置が必要である。主な経過措置内容を表5に示す。

7. おわりに

今回の法改正は、産業廃棄物の最終処分場の逼迫や不法投棄など、廃棄物処理をめぐる社会的な問題に対処するためのもので、産業廃棄物行政を大きく変革するものである。企業においては、産業廃棄物の発生抑制および再利用化に向けての自主的な取り組みが強く求められている。

参考資料

- 1) 官報、平成9年6月18日、平成9年8月29日、平成9年9月3日
- 2) 厚生省:「今後の産業廃棄物対策の基本方向について」(平成8年9月)
- 3) 通産省:「産業廃棄物対策の今後のあり方について」(平成9年1月)
- 4) 厚生省:「ダイオキシンの排出削減に向けて」(平成9年10月)

資料

「環境・安全に関する規制」関係のこれまでの掲載記事紹介

1. 「地球環境問題」への取り組み動向
No.126, p.33~36 (1996)
2. 「大気汚染防止法」
No.127, p.48~50 (1996)
3. 「ISO 14001 環境マネジメントシステム」
No.128, p.39~43 (1997)
4. 「大気汚染防止法(その2)」
No.129, p.45~48 (1997)

用語解説

[ダイオキシン類]

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)とポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDDs)の総称。物の焼却過程等で非意図的に生成される。

2、3、7、8-TCDDがダイオキシン類の中で最も毒性が強い。

[ダイオキシン類濃度]

1ng/m³等の単位で示される。ngは10億分の1gのこと。また、1ng-TEQ/Nm³と表現する場合がある。

TEQはToxicity Equivalency Quantityの略で、「毒性等量」のこと。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2、3、7、8-TCDDの量に換算した量として表していることを示す。

また、Nm³は0.1気圧の状態に換算した気体の体積であることを示す。

施行令では、測定方法等が別に定めた上で1ng/m³と表現しており、1ng-TEQ/Nm³と同じことである。